

下呂市長様

請 書

次の住宅の使用に当たっては、下呂市市営住宅条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令を堅く守ります。

家賃を滞納し、また規定に違反し迷惑をかけたときは、私が一切の責務について責任を負います。

なお、未届けにて住宅を退去した場合は、住宅を明渡したものとみなし、残した家財等一切の物をどのように処分されても何ら意義を申し立てません。

建物表示	所在地	下呂市			
	住宅名等	市営住宅			号室
入居期間		年 月 日 から 年 月 日まで			
家賃		月額 金 円 但し入居時の家賃			
敷金		金 円			
入居者	現住所				
	氏名			実印	性別 男・女
	生年月日	年 月 日			
	本籍地				
家賃債務保証制度の活用		☐ 有 ☐ 無			
緊急連絡先	現住所	〒 —			
	氏名	フリガナ		性別	男・女
	生年月日	年 月 日		入居者との関係	
	電話番号	携帯電話		自宅電話	
	職業等	勤務先	電話番号		
		所在地			

※緊急連絡先及び身元引受人（以下「緊急連絡先等」という。）は、同居者以外の者であって原則、市内在住者とする

※緊急連絡先等の確保が難しい場合は、家賃債務保証法人との契約をもって緊急連絡先等に代えることができる。

〔添付書類〕①入居者の印鑑証明書、②家賃債務保証契約書の写し又は承認決定通知書の写し

※②については緊急連絡先等を家賃債務保証法人とする場合

次の欄は、単身入居の方のみ記入してください

身元引受人	現住所	〒 —			
	氏名	フリガナ		性別	男・女
	生年月日	年 月 日		入居者との関係	
	電話番号	携帯番号		自宅電話：	
	職業等	勤務先	電話番号		
		所在地			

（裏面も記入ください）

様式第3号（第4条、第5条、第7条関係）

（裏面）

誓 約 書

私こと、このたび市営住宅 号室に入居及び
退去するに当たり、下記事項について堅く守ることを誓約いたします。

（家賃及び収入の申告等）

- 1 入居可能日の属する年度の翌年度以降における家賃は、入居時の家賃にかかわらず毎年度、下呂市市営住宅条例（以下「条例」という。）第16条第1項の規定による収入の申告に基づき、その収入及び市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ下呂市が定める方法により決定し、通知される家賃であること。
- 2 下呂市が公営住宅法第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず同条第1項の規定による収入申告をしなかったときは、家賃は、近傍同種の住宅の家賃となること。
- 3 前項の近傍同種家賃の住宅の家賃は、下呂市が定める方法により毎年度、下呂市が定めるものであること。
- 4 下呂市一般住宅の設置等に関する条例（以下「一般住宅条例」という。）に規定する市営住宅の家賃は、前3項の規定にかかわらず一般住宅条例に定める額とする。

（契約の更新）

- 5 入居期間が満了する日の6月前までに、期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知を受けた場合は、下呂市市営住宅施行規則（以下「規則」という。）第4条の2第2項の規定により、入居期間が満了する日の6月前の日から3月前の日までの間に更新の申請をし、下呂市の承認を受けなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 6 前項の規定により本契約を更新した場合は、当該更新後の入居期間は、当該更新前における入居期間の満了の日の翌日から起算して2年とすること。

（期間の満了に伴う明渡し等）

- 7 本契約の更新を行わなかった者は、入居期間の満了の日（以下「明渡期限」という。）までに、市営住宅を明け渡さなければならない。
- 8 明渡期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合は、明渡期限の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。ただし、同条件において一般住宅に規定する市営住宅の場合は、民法第703条及び709条の規定により賃料相当損害金として使用料の額の2倍とすること。

（敷金）

- 9 敷金は、条例第20条の規定によるものとし、契約更新において準用すること。

（入居者の保管義務及び修繕費負担等）

- 10 入居中の当該市営住宅又は共同施設の使用については、必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持します。
- 11 階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料（浄化槽を含む）、清掃費等に充てるため、条例第67条に規定する市営住宅管理人へ共益費を遅滞なく支払うこと、また自治会費等が必要な場合に負担すること。
- 12 条例第25条に規定する犬、猫その他鳴き声、臭気等により近隣住民の生活の平穏を害し、又は他人に危害を加えるおそれのある動物を飼育してはならない。
- 13 入居中の当該市営住宅を管理者の指示又は私の意思において、立ち退きするときは量の表替え、ふすまや障子等の張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を負担します。
- 14 入居中、管理者の承認を得て自費の軽微な模様替え又は増改築等行った場合に当該市営住宅を立ち退く場合は、自費において原状回復又は撤去いたします。
- 15 その他条例及び規則並びにこれに基づく指示命令を堅く守ります。
- 16 条例第7条第1項第4号に規定する暴力団員でないこと、また下呂市長が下呂警察署長に対して照会することについて同意します。

下呂市長様

年 月 日

住 所

氏 名

実印